

独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所
人材活用等に関する方針

制定 平成30年 8月 3日研究所通達第6号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第24条の規定に基づき、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所（以下、「研究所」という。）の研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する方針を以下のとおり定める。

（基本方針）

第1条 研究所は、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的としている。その目的を確実に達成するため、研究所は研究開発力の根源である人材への投資を重視し、優れた人材を育て、多様な個人が意欲と能力を発揮できる環境の形成に資する取り組みを強化していく。

（研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用）

第2条 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用のため、下記の取組を実施する。

一 若年研究者の自立と活躍の機会を与える仕組みの導入

- ・ 新規採用研修、研究発表会等の実施により、若年研究者の資質向上の取り組みに努める。
- ・ 所内外で行われる研究会やセミナーを活用することにより、若年研究者が新たな知見を獲得出来るよう努める。
- ・ 在外研究員制度の活用により、若年研究者の海外への派遣に努める。
- ・ 若年研究員に対し、海外での論文発表の機会の付与に努める。
- ・ 所内外で行われるセミナー、講演会、フォーラム等での研究発表の機会を積極的に活用することにより、若年研究者のプレゼンテーション能力の向上に努める。

二 女性研究者の能力の活用のための取り組み

- ・ 出産休業、育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業、早出・遅出勤務等の各種制度により、家庭と研究の両立を図るための環境整備に努める。
- ・ 女性研究者向けの外部セミナー受講の機会の提供に努める。

三 外国人研究者の能力の活用のための取り組み

- ・ 研究テーマや研究のニーズに合わせて、国籍を問わない研究者の公募、海外からの研究者の受け入れに努める。
- ・ 外国研究機関等との共同研究協定の締結のほか、個別研究課題の研究費を活用した外

国人研究者の短期受け入れに努める。

(卓越した研究者等の確保)

第3条 卓越した研究者等の確保のため、下記の取組を実施する。

- 一 卓越した研究者等の確保に必要な施策
 - ・ 卓越した研究者等を確保する場合は、客員研究員としての委嘱等により柔軟に対応する。
- 二 研究者の努力に報いるための措置
 - ・ 人事評価制を導入し、職員の能力や実績を適切に給与や処遇に反映する。
 - ・ 顕著な業績を挙げたものに対し表彰を行う理事長等表彰制度の適切な運用を行う。
- 三 研究の環境整備に関する取り組み
 - ・ 卓越した研究者等が研究に専念できる環境を提供するため、施設・設備等の計画的な整備に努める。

(研究開発等に係る人事交流の促進)

第4条 研究開発等に係る人事交流の促進のため、下記の取組を実施する。

- 一 任期制の定着に関する取り組み
 - ・ 事業者や他の研究開発法人等との間で人事交流などを行うにあたっては、任期付研究員制度を活用するなど、自立的研究能力や資質の獲得が期待される研究者に活躍の機会が与えられるよう努める。
- 二 人材の流動性を高めるための環境整備
 - ・ 国土交通省等との計画的な人事交流に努める。
 - ・ 職員が専門としない研究領域の支援、緊急的に実施すべき研究の支援を目的として、任期付研究員や非常勤職員の活用に努める。
 - ・ 大学との人事交流が活性化するよう、研究職員の希望を踏まえ必要な支援を行う。

(その他研究開発等の推進のための基盤強化のうち、人材の活用等に係るもの)

第5条 その他研究開発の推進のための基盤強化のうち、人材活用に係る下記の取組を実施する。

- 一 研究意欲、資質等の向上に関する取り組み
 - ・ 職員に対し、学位（博士）の取得の奨励に努める。
 - ・ 連携大学院制度等の活用により、研究者を積極的に大学等教育機関に派遣し、将来を担う人材の育成に協力するとともに、研究者自身の指導力育成の場を提供するよう努める。
 - ・ 他機関、諸外国からの研修生を積極的に受け入れ、その人材育成にあたりとともに、研究者自身の指導力や語学力などの能力向上に努める。

附 則（平成30年8月3日研究所長達第6号）

- 1 この達は、平成30年8月3日から施行する。